

第十回 参議院大蔵委員会會議録 第三十六号

昭和二十六年五月十七日(木曜日)午前
十時三十七分開会

本日の會議に付した事件

○国民金融公庫法の一部を改正する法律案に関する件

○租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律案(内閣送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○信用金庫法案(衆議院提出)

○信用金庫法施行法案(衆議院提出)

○小委員の補欠選任の件

○委員長(小串清一君) ではこれより大蔵委員会を開会いたします。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、少し御協議いたしたいことがございますから……。この間十分なる国民金融公庫法の一部改正について、御意見がありました。が、法案についてどうしても少し直したいということがありますので、この際協議を遂げて見たいと思つたのでありますが、御手許に廻してありますこの案は、原案を先ず作つて見たのです。が、どうですか。ちよつと説明して下さい。

○法制局参事(堀合道三君) それでは御説明申し上げますが、一番先にございましては、目次の改正でございまして、これは第三章の「役員及び職員」といふのは、現行法では第十一条から第十七条の二ということになっておりますが、この改正案におきましては、新に「第十七条の三」といふ条文

が加わりますので、目次を一字目次の「第十七条の二」というやつを「第十七条の三」というふうに変更するというのが一番先の形式的な修正でございまして、

それから第二番目は役員の兼職の制限に関する規定でございまして、これはあとで申し上げます。

第十七条の三の規定によりまして、公庫の役員は国家公務員法の適用がないこととなります。従いまして、政治活動の制限というものがなくなりまして、その結果公庫の役員、職員は国会議員とか、或いは地方議会の議員になるということが許されることとなります。それが、それは併し公庫の業務から考えますと、少くとも役員が国会議員、或いは地方議会の議員になることは適當ではない、そういう趣旨から、第十七条の二項におきまして議員の兼職を禁止いたしております。それから国家公務員法の適用がなくなりますので、他の業務に従事することができるようになりますけれども、併し公庫の役員につきましては職務に専念をさせるという趣旨からいたしまして、第十七条の一項の規定によりまして、他の職業に従事することを禁止する。併し特別の事情があり得る場合には大蔵大臣の認可を受けて兼職を許す。こういう趣旨の規定を加えておるのでございす。

それからその次は第十七条の二でございまして、これは公庫の職員の任命は総裁が行う。これは当然のような規定でございまして、これを一

規定でございまして、これを一条加えました。

それからその次に第十七条の三といひまして、公庫の役員、職員は、罰則の適用について「法令により公務に従事する職員とみなす」ということによりまして、併し「国家公務員法の適用を排除いたしまして、要するに身分取扱については国家公務員でなくする」というのがこの規定の趣旨でございまして。現行法におきましては第十七条の規定によりまして、「公庫の役員及び職員は、国家公務員とする。」ということになっておりました。国家公務員法が公庫の役員、職員につきまして全面的に適用されておるのでございまして。従いまして一般職の給子に関する法律が適用され、又国家公務員等の旅費に関する規定が当然適用になつておるわけ

でございますが、これは公庫の役員及び職員は、国家公務員としての身分取扱をいたしまして、これは適當ではない。例へば公庫の役職員の給子につきまして、国家公務員と同じように取扱うという点に不合理がございまして、又旅費等につきましても普通の国家公務員の旅費と同じような基準で旅費を支給いたしますと、現在いる／＼な貸出のための調査、或いは貸付金の回収のために出張いたします場合に、僅かに一日六十円しか旅費がもらえないといつたような不合理があるわけでございます。そういうたような不合理が起つておりますが、これは結局にお

いて本法におきまして国家公務員としての身分取扱をやつておるということに起因いたしたのでありますから、この際国家公務員の身分取扱を全面的に廃止いたしまして、併しただ罰則の適用については「法令により公務に従事する職員とみなす。」という取扱をいたそうとする趣旨でございまして。それからその次は附則でございまして、これがこの改正法は公布の日から即日施行するといふ趣旨でございまして。

それから附則の第二項は先ほどちよつと申し上げましたように、現在公庫の職員につきましては国家公務員等の旅費に関する法律の規定が適用されておるが、これは公庫の業務の実態に合わないという趣旨でございまして。ただこれは経過的な規定といたしまして、附則の第三項に、「前項の規定による国家公務員等の旅費に関する法律の改正前に生じた事由に基づく旅費の支給については、なお従前の例による。」という規定でございまして、これはこの改正法律が施行されます前にすでに出張しておりました、その旅費の精算等がまだ残つておるといふ場合には、これは従前の国家公務員等の旅費に関する法律の規定によつて精算を行う。こういうたような趣旨でございまして。今後旅費につきましては、これは予算で以て適當にその基準を定めらる。又公庫の役員及び職員の給子につきましては、これも又予算で以て適當

に定めるといふことに相成るわけでございます。

それからなお国家公務員共済組合法とか健康保険法、厚生年金保険法、国家公務員災害補償法、失業保険法、こういうたような各種の法律の現在適用関係につきましては、現行法通りにいたすといふことにいたしてあります。

これは日本国有鉄道或いは日本専売公社の場合と同じような扱いに相成るわけでございます。この点につきましては国家公務員の身分取扱を廃止いたしまして、現在と変わらないようにいたしております。

それからなおこの改正に伴つて公庫の役員及び職員につきましては、労働三法が全面的に適用されるわけでございます。併し、国鉄或いは日本専売公社の職員の場合とは違つて参るわけでありまして、これは公庫の職員の業務が国鉄等と違つて、そういう意味におきまして特に労働法の適用をいたしておるのでございまして。以上であります。

○油井賢太郎君 ちよつと伺いたしたいのですが、第十七条の三の、「法令により公務に従事する職員とみなす。」といふその法令はどの法令ですか、ちよつと伺いたしたいと思つた。

○法制局参事(堀合道三君) これは刑法にいます公務員とみなすと、そういう趣旨でございまして。

○松永義雄君 油井さんの質問の法令は、刑法といふことを意味しておるといふ……。

○法制局参事(堀合道三君) そういう

意味ではございません。刑法の第七條に申しております、法令により公務に従事する職員という意味でございます。

○木村福八郎君 その七條をちよつと説明して下さい。

○法制局参事(堀合道三君) 刑法第七條は、「本法ニ於テ公務員ト称スルハ官吏、公吏、法令ニ依リ公務ニ従事スル議員、委員其他ノ職員ヲ謂フ」というので、刑法で例へば収賄罪というふうな規定の場合に、公務員ということが謳われておりますが、その公務員というものの定義を第七條が規定しておりますのでございます。その公務員のかには官吏のほか、法令により公務に従事する職員を含むと、こういう趣旨のことが出ておるわけでございまして、そういう意味でこの公庫の役員、職員は公務員であるという意味でございます。

○油井賢太郎君 もう一点は、輸出銀行等の役員と今度の改正による金融公庫の職員の相違というものは法令上どういふふうな点ですか。

○法制局参事(堀合道三君) 輸出銀行或いは開発銀行の役員につきましては、これは普通の民間の銀行の役員と全く同じ身分取扱をいたしておるわけでございます。従いまして例へば国家公務員の共済組合法の適用は全然受けないというような扱いになつておりますが、併しこれは恐らく日本輸出銀行とか或いは開発銀行のほうは、設立後五年間を限つて貸出の業務を行うことができるというふうな期限付の機関でございますので、その役員員の身分取扱については、全然国家公務員的な規律をはずしておるというふうな

ことであらうかと思われまして、国民金融公庫のほうはこれは恒久的な機関でございますから、そうして又その経費はすべて国家資金によつて賄われるわけでございますので、これはやはり日本国有鉄道とか或いは日本専売公社の場合と同じように扱ふのが適當かと考えられるわけでございます。そういう意味におきまして、国家公務員共済組合法の適用を受けるというふうな形にいたしておるわけでございます。

○油井賢太郎君 飯田課長が見えられておりますからちよつと二、三お尋ねしたい。国民金融公庫は各地方で以て相當期待をしてこの支所の設置等を望んでおるわけですね。ところが御承知のようにまだ設置されてない県が大部分あるのですけれども、これにつきましては、成るべく早く支所を全部置くべきではないかと思うのですが、どんなような状況になつておりますか。

○説明員(飯田良一君) 国民金融公庫は申上げるまでもなく一般の金融機関と異りまして、少くとも各府県に一カ所程度の支所を早急に整備いたさなければならぬことは當然予定されておることでございます。今御指摘の通りなお現在支所の設置を見ない県が相當あるわけでございますが、昭和二十六年度におきまして八カ所、昭和二十七年におきましてなおこれを増加いたすということによりまして、今年度及び来年度において先ず全設の整備を見るという予定にならうかと存するわけであります。

○油井賢太郎君 地方によつては大きな県などではもと支所を一カ所に限らないで置いてもらいたいという声がある

強いのですけれども、いろいろな事情で現在許可されておらないようですが、将来はもとと同じ県でも小さい県と大きい県があつて、やはり地域的に支所が片寄つていふような所もあるのですけれども、これを殖やすというふうなことはお考えになつてませんか。

○説明員(飯田良一君) 目下の状態におきましては先ず普遍的に各県に支所を必ず一つは置くことに主力を注いで計画を実施中でありまして、先ずそれが当面の先決問題かと思われ小、或いは需要の状態等から見まして複数の店舗を設置するという必要がある場合も相當考えられるわけでございまして、これに對しましては御承知のように銀行、無尽会社、信用組合というものを公庫の代理所にいたしましたして、代理業務といたしまして相當の活動をいたしてらつておるのであります。而も公庫の今後の資金計画といたしまして、この代理業務の拡充ということに相當ウェイトを以て考へて行くという方向に伺つておりますので、今御指摘の欠陥はそういう面において十分にカバーできるものではないかというふうに考へております。

○山崎恒君 国民金融公庫の問題であります。今年度八カ所増設し、明年度中に各県全部支所を設置するという政府の意見であります。現在この八カ所を今年度の新設計画はどの県か、それを一つ発表願ひたい。

○説明員(飯田良一君) 八カ所と申上げましたのは、予算面におきまして計画上八カ所ということに申上げたのでありまして、どこに設置するかは公庫の總裁において判断の上大蔵省のほう

に認可を申請して参るわけなのであります。設置せられてない十数県のうち最も緊急性のあり、或いは準備が早く進むというものを優先的に取上げて申請をして参る、かように考へております。具體的には公庫の今後の計画によつてきまつて来るものと思われまして。

○山崎恒君 今課長の御説明によりまして、無尽会社或いは信用組合等をして代理業務をせしめておるといふようなお話ですが、少くも政府が金額の出資をして国民金融公庫を庶民金融のために設置した、この金融機関が独立した業務を持たず併用的に他の機関が代理業務をしておることは誠にすつきりした金融がでないのじやないか、又庶民階級にそれだけ利便を得させないじやないかというふうな感じを非常に持つておる。特に例を……私千葉県ですが、千葉県に例を尋ねて見ますという、千葉県には支所がない、ところが一部浦和の支所を千葉県は区域としておるといふようなことを聞いておるのですが、浦和まで千葉県から一々これを利用することは不便だ、と同時に千葉県のごときは最近数年間水産業というふうなものが殆んど衰微の極に達しておつて、庶民階級の金融上に及ぼす窮屈は非常な面を来しておるというふうなことで、一日も早くこの支所の設置を私どもは要望しておるのですが、未だその面は達していないというふうな状況にあるので、こうした面を、これはもうその県のいろ／＼金融梗塞の状況も県々に見られましようが、産業との脱み合せによつてこの金融公庫の支所を早く設置することが望ましいと思つておるのですが、そうした面についてやはり基本的にこの地方

産業の面等の調査によつてこの金融の利便を得せしめるというふうな方法によつて、政府においても督促してもらわなければならぬと思ふのですが、そうした面についての公庫に対する政府の指導方針というふうなものを一つ伺つて置きたいのでございます。

○説明員(飯田良一君) 先ず第一点として、代理業務の拡充による金融というものは、やはり直接公庫の職員による事務の扱いよりも劣るところがあるというお話でございましたが、この点は正に御指摘の通りであらうかと存する点もあるものであります。併しなから公庫といたしましては、従来限られた資金量によりまして、而も普遍的に成るべく一般の国民大衆に広く利便を与えるという意味合いから、限られた範囲の人間、或いは物的設備その他によりまして最大限の能率を上げるべく努めておつたのでありまして、従いまして先ほど申上げましたように、その県における需要度、その他を勘案して優先の度合いをきめて、だん／＼に設置して参りたいと考へるのであります。その間の欠点を補う意味におきまして、代理業務の拡充を図つて来ておるのであります。何分にも金融機関として人的或いは物的施設を整備する上におきましては、優秀な職員を揃へ、それから適當な店舗を物色するということとは急速にはかなり困難である。それを補充する意味におきまして、代理業務というものの非常な効果を發揮して来ておつたのであります。御指摘の千葉県につきましても、設置が必要でないということではありませんが、今申上げましたような事情から、先ず他

たいと思つております。

○松永義雄君　銀行をして代理業務を行わせるということについて、銀行側が国民金融公庫の業務の取扱に對して熱心を欠いておるといふような点はな
いのですか。

銀行の人たちがアンバランスと称して
そうして国民金融公庫を救い過ぎると
いう意味かとも思うのでありますが、
そうした考えを持つておる一部の大銀
行の重役があると、こういふのです。
そういう事実があるのでしょいか、な

ですか。金融面について全体的な抽象的な感じでもいいのです。方向ですね。

○政府委員（河野通一君） お尋ねの点であります。行政がだん／＼委譲されるに依りまして抽象的にはそういう

の制度ですか。

○油井賢太郎君　それはちよつとはつきりしないのですが、この問題は政府当局が関係なければこれは又改めて検討することになります。

○木村禎八郎君　銀行局長がお見えに

つきましては今お話もございましたが、私どもとしては考えて参りたいと思つております。ただ御承知のような国際情勢の変化もありますし、それに応じまして問題の取扱方についてもいろいろ考へて参りたい点がございま

す。特に最近におきましては御承知のように講和を間近に控へまして、為替銀行の問題、いわゆる為替金融の制度或いは機構の問題、それから一方では長期金融、何と申しますか、設備資金を中心とした長期的な金融の機構の問題、これらの問題が非常に新しい観点からいへば、検討を要する点も出て参りました。なお一般的に行政権が逐次委譲せられるに依りまして、従来考へておりました銀行法につきましても内容について若干再検討を加へて然るべき点があるように見られております。これらの点を総合的に勘案いたしまして、銀行制度としては更に検討を続けた上で皆様からの御審議を仰ぎたい、かように考へております。

なおお話もございましたように、国会でお取上げ頂きました信用金庫法、或いは相互銀行法等につきましては、私も従来事務的に内部で検討いたしました案の趣旨を大体お取り入れ頂いて、今申上げました新らしい事柄に依りては、今申上げた新しい問題とは別にこの問題はお進め願つていいのではないかと。従いまして、更に将来総合的な金融制度を考へます場合におきましても、信用金庫法或いは相互銀行法につきましても、制度といいたしましてはこれを更に考へておらなうことと現在私どもとしては考へておらないのであります。残されております問題について若干再検討を要する点がありますので、これらを慎重に検討した上、皆様の御審議を仰ぎたい、かように考へております。

○木村福八郎君 その根本的な金融制度の改革については、これからまあ研究して進めて行くということで、今大蔵委員の構想とか、そういうものはないわけなんですか。

○政府委員(河野通一君) 一応できたものは実はございまして。ございまして、それを更に検討をし直して見なければならぬ部分がある、こういうことを申上げておるのであります。

○委員長(小串清一君) ちよつとお諮りいたしますが、国民金融公庫法の一部を改正する法律案はこの委員会では、御意見を大体総合して了解を得るために、これを取上げて一つやることにしますか、どうしますか。

○委員長(小串清一君) それではこれはこれによつてもう一遍G・H・Qのほうへ諮りまして出すことにいたします。それではこの問題はそれで……

○委員長(小串清一君) それではこれはこれによつてもう一遍G・H・Qのほうへ諮りまして出すことにいたします。それではこの問題はそれで……

○木村福八郎君 実は我々もうすでにこの国会あたりです、金融業法というものが出来て来ると思つておつたのです。併しあの中には実情にそぐわない点も無論たくさんあることは知つておりますが、非常にオーバードローになつてゐるのに、日銀に預託しなければならぬというところは工合が悪いのはわかつておりました。金融の制度の改革の問題は経済民主化の問題と関連して非常に重要な問題であつたのですが、金融面についてはそのまゝ殆んど民主的な改革といふものが行われないうで済んでしまつたわけですね。これについても我々も相当議論があるわけですよ。そういう意味でですね、我々としては、何か根本的な改正をする必要はないか。いつまでも研究々々で在りて、目送つてそのまゝ漸次で済んでしまふ、實際見ますと、だんだん民主化に逆行するやうなものが部分的にどん／＼出て来ているやうな感じがするのですが、どうもそういう点で本當にやる気持があるのかどうか、ただ研究中と、よく国会あたりで研究中とありますが、本當におやりになる考へがあるのですか。

○政府委員(河野通一君) 只今申上げました通り研究を続けて、この問題は総合的に考へて参りたいとかやうに考へております。

○委員長(小串清一君) それではこれはこれによつてもう一遍G・H・Qのほうへ諮りまして出すことにいたします。それではこの問題はそれで……

○委員長(小串清一君) それではこれはこれによつてもう一遍G・H・Qのほうへ諮りまして出すことにいたします。それではこの問題はそれで……

て来ますけれども、輸出銀行の問題にもなつて来ると思ふのですが、具体的に考へておられますところの方法を承りたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) 只今の庶民金融一般の庶民金融と申します中小金融金庫一般の問題であらうかと思ひます。この点は先づ国民金融公庫につきましても、その資金のことが現在です。政府の資金といふことになつております関係上、予算の制約等がありまして、私どもはこれはできるだけ財政上許せばこの資金の充実に思ひます。拡大に努めて参りたいと思ふのでありますけれども、そういう財政上の関係からいへば十分には参らぬといふことが一つであります。それから中小企業の金融につきましても、そのほかに現在見返資金から中小企業の関係として四半期十億の枠が出ておるわけですよ。これはたゞ／＼国会からも御指摘を頂いておられます。現在までのところでは余り十分に出ておりません。若干まだ当初の計画を余しておるやうな点もございまして。この点につきましても、これがうまく推進されない理由がどこにあるかといふことをいろいろ研究をいたしておられます。この点は或いは日本銀行の取扱が非常に事務的に窮屈であるといふ非難もあるやうであります。又この見返資金は銀行と協調して融資をして参る建前になつております関係上、銀行の取扱が消極的であるといふやうな非難も一部にはあるやうであります。又中小企業の取扱の対象になつております企業の範囲が現在少し狭きに過ぎるのではないかと、いふやうな意見もありません。これらの点につきましても、日本銀行乃至この取扱銀行でありますところの市中銀行その他の金融機関に極力手続を簡素化して、この資金の運用について円滑な流通を図るやうに具体的に対策を講じ、処理をして参りたいと考へておりますが、なお先ほど申上げましたこの見返資金から融資を受けられる企業の対象の範囲の拡大につきましても、折角今関係方面といへば、折衝いたしておる段階であります。具体的に申上げますと、一件の金額現在では五百万円といふことで抑へられておるのであります。これを更にできるならば千万円程度まで拡大して参りたい。又資本金につきましても、やはりその企業の資本金が五百万円以下のものが対象になつておりますが、これもできるだけ拡大して中小企業融資の対象になり得るものの範囲を拡大して参りたい、かやうに考へて、折角今措置をいたしておるやうなわけでありまして。現在までのところは国会からも御指摘を頂いておられます。十分に実績が上つております。先般この取扱期間として信用組合、その他の無尽会社等もこれに含めるやうにいたしましたし、銀行の取扱の手続もできるだけ簡素化して行くやうな方向をとつて参つております関係上、又従来三百万円の限度でありましたものを五百万円に拡大したといふやうな措置の結果、最近におきましてはこの見返資金の融資状況も逐次よくなつて参つておりますので、私どもは今後更に対策を立て改善を図つて参ります。この見返資金も所期の計画通り融資も行なわれて参ることを強く期待しておるやうな次第であります。なお中小企業の問題につきましても、一般の銀行につきましても、このほうへ

できるだけ力を注いで参るようになり極力促進を、推進をいたしておるような次第であります。何分にも銀行は従来のやり方から見まして、中小企業、殊に不動産担保のような金融につきましても、なかなか馴染みが薄く、事に慣れておらんという点もありません。ために、若干窓口その他におきまして、中小企業のかたへに御迷惑をかけているような節もあるやに見受けられますが、今後におきましては、これらの点につきましても銀行といたしましては極力中小企業の金融に力を注ぐようになり推進をして参りたいと、かように考えております。

○木村八郎君 これに関連しまして、只今銀行局長から中小企業金融について非常に重要な点を置いてこれからは考えられるという話でしたが、或いは現実にはそれと反対に行く方向にあると思ふのです。従つてこれはよほど慎重に真剣に考えて頂かないと困ると思ふのです。ただこの場で言われて、そういう質問があつたから慎重に考えるのだと、こういうお話だけでは、それは私は無責任である、それではいけませんから、あえて又質問いたしたんですが、ただ今度マーカット声明を見ましても、今後日本の経済協力の問題が起つて来ますと、重点融資がどうしても出て来ると思ふのです。そこでインフレを防止するために間接統制によつて金融面から締め付けて行くという方針が示されておると思うわけです、金融財政面から……そうしますと、どうしてもこの中小企業金融に寄つて来るような状況になつていゝ方向に來る。ですから銀行局長の今のお話は非

常に重要であり、又我々も希望するわけでありすけれども、情勢がそれと反対に行く傾向があり、特に又市中の銀行をして中小金融のほうに成るべく多く金を使わせるように指導すると言われましたけれども、中小企業金融に本年度ですね、これらの銀行がどれだけ金を貸したか、私はこれについても相当もつと検討されなければ意味がないと思ふのです。これなんか本当に羊頭を掲げて狗肉を売るやうな実情なんです。實際一応割当は済んでゐるけれども、實際貸出の実績を御報告して頂ければわかると思ふのです。あんなにくさん予算では一応割当ができることになつておりながら實際は殆んど貸出してないのです。実情はそういうわけでありす。従つて非常にくだいようであるけれども、この点は情勢はむしろ憂慮すべき段階に來ると思ふのです、今後は逆に、ですから銀行局長もよほど権を締めて真剣にこれを考えて頂きたいと思ふのです。中小企業金融は非常にこれは重大な部門になると思ふのです。それについて今後の御決意を伺つておきたいのです。

○政府委員(河野通一君) お話のようにいろいろむずかしい問題があると思ひますが、私も先ほど申し上げましたラインで極力進みたいと考えております。

○吉田法晴君 同じ問題ですが、抽象的に研究して参る、努力して参るといふことでなくて、具体的に調査研究立案をお願いしたのでありますが、例えば先ほどお話の中の見返資金関係の問題にいたしましても、或いは運転資金に使用する取扱機關の指定基準の引下げによる窓口の増加とか或いは個々の実

情に應ずる対策を具体的に立てて、實際に金が流れて行くやうな措置をしてやらなければ、重点が日米経済協力関係だとか何とかいうことになりす。と、實際にはここでお話だけに終ると、危険性がございすので、その点特に具体的に一つ立案をお願いしたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) そうすると、これは一応関係方面と折衝してお諮りするにいたします。これと同時に金融公庫の資産拡充の問題について決議案はどうかというやうなお話もありましたが、これも併せてあとで諮りいたしたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) 次に租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について、政府の提案理由の説明を求めます。

○政府委員(西川基五郎君) 只今議題となりました租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律案は、租税債権及び貸付金債権を除く国の債権で、債務者が無資力のために当該債権に係る収入金を納付することが著しく困難であると認められるものにつきましては、従来「租税外諸収入金整理に関する法律」の規定によりまして、これを分賦弁済の方法による定期貸付債権又は貸付金債権として整理して参つたのであります。併しながら、同法は明治四十四年に制定されました法律でありまして、その規定によりましては、当該債権の処理に万全を期し難いところがありすので、これらの国の債権を保全すると共に、その納付を容易にし、以て当該債権の管理の適切を期する目的を以て、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容の概略を申し上げますと、第一に、租税債権及び貸付金債権以外の国の債権で、債務者が無資力のためにその債権に係る収入金を納付することが著しく困難であると認められるものにつきましては、分割して定期に返済させる定期貸付債権又は債務者の資力が回復したときを待つて返済させる据置貸付債権として整理することができるといたしましたのであります。

第二に、定期貸付債権又は据置貸付債権といたしましたものにつきましては、従来これを大蔵大臣に引き継ぎ、その債権の回収等の管理事務は都道府県知事に任せられておりましたが、管理事務も大蔵大臣が行ふこととするに共に、その債権が特別会計に属するものでありますときは、大蔵大臣に引き継がずに、当該特別会計を管理する各省各庁の長においてもその管理を行うことができることとし、又、これらの定期貸付債権又は据置貸付債権を大蔵大臣又は各省各庁の長が管理する場合におきましては、その事務の一部を他の官吏に委任することができるといたしました。まして一層回収事務の円滑化を図ることといたしましたのであります。

第三には、定期貸付債権又は据置貸付債権の整理の適切を図りますために、その債権の管理者が特に必要と認めました場合には、その債権の貸付条件を変更することができると開きましては、その最後の返済の期日から十年を、据置貸付債権につきましては、据置貸付債権に

した日から二十年を経過いたしましたも、なおかつその債務者の資力が回復の見込がない場合におきましては、その債務を免除することができるといたしましたのであります。

次に租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、御説明いたします。

本改正案は、漁業権の消滅に伴つて交付される補償金及び土地収用等に伴つて交付される補償金について、課税上の特例を設けようとするものであります。即ち一昨年以来漁業法の改正によつて行われております漁業制度の根本的変革に伴い、本年八月及び十二月の二回に亘り従来の漁業権を消滅せしめ、旧漁業権等に対する補償金を交付することとなつてゐるのであります。が、現行税制のままでは相当多額の税負担となり、漁業制度改革の実施を円滑ならしめる虞れがありますので、その負担の軽減を図ることが適当と認められるのであります。又土地収用法等特別の法令の規定により土地その他の物件が収用される場合におきましても、同様の課税上の問題が発生します。ので、同様に負担の軽減を図つて土地収用等の円滑な実施に資することが必要と考えられるのであります。政府はこれらの目的のため租税特別措置法の一部を改正することを適当と認め、ここに本改正案を提案いたしました次第であります。

次にその概要を申し上げます。

第一に、漁業権の消滅に伴つて交付される補償金に対する課税につきましては、個人の場合と法人の場合とで異つております。

先ず、個人の場合について申し上げます

と、漁業権は原則として事業用資産でありますから、現行法におきましては、個人の行なつた再評価額と財産税調査額又は財産税調査時期後の取得価格との差額について再評価額が課せられ、補償金額と再評価額との差額が譲渡所得として所得税の対象となるのであります。併し、漁業権の財産税調査価格が比較的安く定められたことと、漁業権について再評価した個人が極めて少ないこととに基き、相当多額の譲渡所得が発生する実情にありますので、漁業権消滅のときにおいて補償金額を再評価額として再評価が行われたものとみなし、六パーセントの再評価税のみを課税し、譲渡所得に対する課税を行わないこととしたのであります。

次に、法人について申し上げますと、現行法におきましては、補償金額と再評価額との差額に対して法人税が課せられ、再評価前の帳簿価格との差額について再評価税を納めることとなるのであります。個人の場合と同様再評価を行つた法人は極めて少く又漁業権が半永久的な権利でありますため、記帳価格がないか又は極めて低額に記帳されておるため、法人税の負担が相当多額となりますので、記帳価格のあると否にかかわらず又第一次再評価を行つたと否にかかわらず、補償金額を限度額として第二次再評価を行ふこととしたのであります。従つて、補償金額まで再評価を行うことにより再評価税のみを納付すればよく、法人税は課税されないこととなるのであります。

第二に、土地収用等に伴つて交付される補償金に対する課税上の特例について申し上げます。現行法におきまして

は、個人が有する土地その他の物件が収用された場合におきましては、収用の時において再評価したものとみなされることになつてゐるのであります。その再評価額が特に農地等について統制価格がありしたため低目になつておるもので、譲渡所得が相当多額に生ずることになつております。そこでこの場合における法定再評価額を引き上げ、補償金額を再評価額とすることにより譲渡所得を生ぜしめないこととしたのであります。

又、法人がその有する土地その他の物件を収用された場合におきましては、同様の問題が生じますので、収用された土地等に帳簿価格が附されてゐるかどうにかかわらず、又再評価を行つたかどうかにかかわらず、収用の日の属する事業年度開始の日現在において、補償金額を再評価の限度額として再評価を行うことができることとし、その負担の軽減を図つてゐるのであります。

何とぞ御審議の上速かに賛成せられんことを切望してやまない次第であります。

○委員長(小串清一君) 次に信用金庫法案並びに信用金庫法施行法案について修正をする意見が出ております。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小串清一君) 速記を始め。なお申上げますが、この信用金庫法案並びに信用金庫法施行法案については取扱上困難なことがありますから、これを適当に直さうということですが、その御了承を得ておるのですが、それ故に修正のことについて皆さんの御手許に渡つたのはこれはまだ要綱案です

から、正式に文章を直さなければならいから、一応この要綱ができたなららよからうとか、もう少ししようというところだけを諮りしてみようと思ふのですが、併し今の木村さんその他の御質問を遮るわけではありませんが、なんならその質問を先にするというのであれば、衆議院の提出議員からそれを聞いて頂くことにしたらどうですか。

○木村福八郎君 その修正というのはどういふのですか。提案者のほうで前に出した案に対してこれを変えようという意味ですか、提案者のほうで……

○委員長(小串清一君) いや、提案者はそういうことはできないでしょう。衆議院を通過したのであります。併しこれを皆さんのこの間から見た関係上、どうしても少し直さなくてはならん、このままでは不備だ或いは行過ぎだという点があるということ、その相談をしてゐるわけなんです。

○木村福八郎君 その問題はこの法案に対して修正をするという立場にある人もありますし、反対をする人もあるかも知れません。それから又提出の原案通りでいいという人もあるかも知れません。それは最後に案を審議したのちにおいてその問題がきまつて来るのじやないですか。

○黒田英雄君 これは衆議院を通過しておるのですね、通過しておるから提案者が修正をするのはおかしいから、討論のときに修正案を提出するなり、誰から提出したらいいんじやないですか。

○委員長(小串清一君) 質疑を終了してからそういうことをやる、そういう意見が多数なら……

○油井賢太郎君 そのほうがいいでしょう。

○委員長(小串清一君) それではこれで休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後一時四十六分開会

○委員長(小串清一君) 休憩前に引き続き開会いたします。お諮りをいたしますが、請願及び陳情に関する小委員の補欠選挙の件について諮りいたします。先に山本君及び清澤君の両委員の辞任に伴ひまして欠員となつております。小委員の補欠選挙につきましては、慣例通り私の指名によりましてお願いすることにいたしたいと存じます。これについて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それでは九鬼君と清澤君に小委員をお願いいたします。

○委員長(小串清一君) 次は午前引続きまして、信用金庫法案はか一件について質疑を続行いたします。

○木村福八郎君 提案者がお見えになつてまいりました。政府のほうにちよつと質問したいのですが、この信用金庫法は第四条によりますと「大蔵大臣の免許を受けなければ行ふことができない。」というふうになつておるわけでありまして、ところがこの信用協同組合のほうには前に協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律によつて一定の基準があつて、その条件を備へれば大蔵大臣がこれを免許しなければならぬとなつてゐるわけですが、今度この信用金庫法が通つた場合、この信用協同組合は成るべく

この信用金庫に変わるとするでしようけれども、変わるとする場合に今度はやはり大蔵大臣の免許を受けなければならぬわけですね、今度は。前みたに一定の基準があれば大蔵大臣が免許しなければならぬ、こういうふうなことになるわけではなかつたかと思ふので、それはそういうふうな解釈にしようといふのですか。この信用金庫になる場合は、信用協同組合の場合と違つて、免許の場合に、一定の基準があれば大蔵大臣が免許しなければならぬ、この点ではなかつて、とにかく大蔵大臣の免許を受けなければならぬ、こういうことになつておるから、その点は違つて来ると、こう解釈してよろしいわけではございませんか。

○説明員(飯田良一君) 御質問は現行法であります。協同組合による金融事業に関する法律の免許に関する規定とこの法案にありますが、金庫の免許に関する規定との比較の点と存するのでございます。御承知のように協同組合による金融事業に関する法律に免許をしなければならぬとありまして、その条件として政令で定める基準に合致するといふことが要件となつておるのでございます。その政令に基きまして免許をいたす場合の最低限度の出資額、具体的に申しますと、大都市において五百万、市においては三百万、その他の町村においては二百万という規定が置かれております。そのほか地区の点、その他の条件等を列挙いたしまして、要するに設立後の協同組合の事業が円滑に而も所期の目的を達し得るようになり、うまく運営される見通があるかどうかといふことを判断いたしまして、それに合致すれば免許しなければ

○木村禪八郎君　そうしますと、よく

○説明員(飯田良一君) 協同組合による金融事業に関する法律の改正案の御

実績を見ましても非常にスムーズな設立が行われる、むしろ如何わしい申請というものはあとを絶つに至つたかの感があるのでありまして、必ずしも数が多いとは申し上げませんけれども非常に設立は円滑に参つておるようでございます、あの改正案の趣旨は十分に満たされておるといふふうに考えるのでございます。併しながらこれは免許申請があれば、先ほど申し上げましたような条件でありますので、簡単に何でもかんでも認めるという意味の容易さを求めたのではないのでございまして、むしろ健全なもののみが申請がある、従つてそれがスムーズに免許があるという意味の容易さ、こういうふうには私も存じておるのでございます。

それからこの第四条におきまして、免許を受けなければこれを行うことができないと書いてございますが、趣旨はその意味におきまして、金融機関の設立の一般的な書き方を取入れて書いておるのでありまして、表現が異なりますけれども趣旨においては、条件を満たすというものであるならば勿論免許をいたす、この条件が異ならなければ免許をしないといふことは、従来と全く同様だといふふうにお答えしたつもりであるのであります。

○木村福八郎君　それは形式的な御答弁としてはわかるのです。併し免許のないといふことになる、実際問題としてやはり信用金庫法の第四条による場合の方が、客観的な一つの基準といふものは示されていないのですから、それは今度は大蔵大臣の考えによつて認可するかしないかが出て来るわけでありませう。これは条件に合つておるか

1. *Journal of Management Studies*, 1997, 34, 1, 1-14.

○説明員(飯田良一君) 只今の御質問はむしろ提案者のかたからお答えがあるのが然るべきと存するのでござい

ますが、事務局といたしましての考えを一応申上げておきます。従来信用協同組合という制度がございまして中小企業等協同組合に基いて運営されておるのでございまして、一般的に信用組合と称するものの中に種々なるタイプがこれにあるのでございまして、仮に法律的な沿革から申しますと、市街地信用組合法に基く市街地信用組合、産業組合法に基く産業組合、それから商業組合、工業組合等の同業的な組合、いろいろとタイプがございましてそれぞれ信用事業を行なつておつたのでございまして、それが中小企業等協同組合法という一本の法律に吸収せられまして、信用協同組合という一種のタイプになつて現在運営されておるのでございまして、今の沿革からおわかりになりますように、一定の地域を基盤としまして、その地域内における国民大衆のすべてを相手として、預金の受入、それから組合に対する貸付を行うという、いわば小さな貯蓄銀行的な金融機関の態様をなすものと、それから極く小範囲の同業者、或いは職域の構成員を以てするところの金融機関的なもの、いわばこれを団体型の組合と申しますかそういうものと、大きく分けて二種類に分れると思うのでございまして、一般的な大衆を相手としますものはいわば金融機関型組合ともいふべきものであつて、広く国民大衆の零細な貯蓄を扱うものでありまして、これに關しましては特に預金者保護という面が非常に強く反映されて健全経営ということを要求されて来るわけなんで

る。半面信用協同組合という制度は中小企業等協同組合の中にそのまゝ残しまして、これはむしろ簡素な監督にいたしまして自治的な運営に任せる、即ち団体型の組合等のためにそういうふうな要求が出て参るのでございまして、いわば健全経営を主とするところの金融機関法としての考え方と、自主的な運営を要件とするところのむしろ自由設立、自由放任的な行き方の法規と、二種類の法規があつた方がよろしいのではなからうかと存するのでございまして、それに対して先ほど申し上げましたように、現行法は一本の法律で律してありますために、団体型の組合に対しましてはば／＼お叱をこうむつておりますように極めて嚴重な監督が行われるということにもなりまして、他面金融機関型の組合に対しましては健全経営の確保という面から監督等についてなお十分な点がある、自己資本の充実等につきまして十分考慮しなければいけないのでありますがそれが十分に行われないう感じが、両面からいたしましていわば中途半端な法規に基いて運営が行われるというふうな關係になつておりはしないかと存するのでございまして、この信用金庫法案につきましては、先ほど申上げたタイプのうちの前のタイプ、即ち広く一般大衆を相手とするところの金融機関型の組合、これを信用金庫というにいたしました、金融機関として小規模ながら銀行に準ずる、と申しましてその内容が中小金融専門であることは勿論でありますというほどの健全性を持たして参る。

○説明員(飯田良一君) 勿論これは数字的によほどの程度の按配に現状においてなるかというふうな意味で申上げることはできないのでございまして、信用組合が従来非常に国民大衆に親しみのある金融機関として、現在六百有餘の組合の保有資金量は約五百億圓あるものでありまして、いずれも零細な国民大衆の金でありその半分は定期性の預金である、貯蓄性の預金であるという面において非常に親しみのある金融機関であることが立証されておるのでございまして、その場合欠くところがあつたという点は率直に指摘せざるを得ないのでありまして、即ち信用組合自体の信用がどうも乏しい、即ち極く一部ではありますけれども信用組合中に不祥事件が起るといふふうな例が非常にありまして、直ちにほかの組合にも悪影響を及ぼすといふふうな面が多々あつたのでございまして、その意味におきまして、確固たる基礎法規ができれば、又内容的にも出資の増加、最低限度の設定等によりまして出資が十分であるといふことになりまして、信用機関の基礎である信用といふものが非常に向上することになるのでありまして、従来の特徴は活かしながら而も信用が向上するといふことは、それだけでも従来よりも更に一層資金量の増加が図られるといふ十分なる見通しが持てるものと確信しております。

○木村福八郎君 大体趣旨はわかりましたが、そうしますとこの信用金庫になつた場合、国民大衆の貯蓄がこゝへ集まる、そういうことが大体予定されているのですが、貯蓄銀行等があるのですが、それで集まるものと予想されるのですか。

なるうとするには違ひないと思う。又ならなければ今のお話の通り、信用協同組合よりも信用金庫の方が堅実かと思われまゝから、そこで私はこの法律が通つた場合に信用金庫にならうとするまゝ信用協同組合がございまして、その結果として信用協同組合はだん／＼整理されて来る、そういう形になつて来るのじやないのですか、事実問題として。

○説明員(飯田良一君) 只今お話のよう信用協同組合のうちで金融機関としての最低限度の要件を備え、信用を充実するといふ意味合いから、大多数のものが信用組合に転換を希望するといふことは当然のことであらうといふふうに考えております。昨しながらこの点は信用協同組合という制度は残されるのであるけれども、これは殆んどなきにひとしくなつてしまふといふのではあるまいかといふ意味合いで整理されるのでないかといふお話が出たのかと存するのでありますが、さうであるといふと、私もはむしろさうでないといふ見通しを持つのでありまして、本法案の趣旨が一方において金融機関的に国民大衆のために役立つといふ意味合いの法律であるといふと、一方におきまして先ほど申し上げました団体型の組合、職域の組合であるとか、同業者の組合であるとか、むしろ他からの干渉を受けないで自主的に而も小じんまりと運営しようといふタイプの組合につきましては、信用協同組合という制度によりまして、むしろ極く簡素な監督の下にその自主性、自主的な運営を發揮できるということになるのでありまして、かようなタイプの組合は今後その二つに分れた趣旨の通

○木村福八郎君 そうしますと只今お話ししますと、その信用協同組合よりは信用金庫の方がそういう自己資本においても充実する、そういう信用關係においても非常に對世間的にも安全である、こういうふうに見られますから競つてこの法律ができれば信用金庫に

なるうとするには違ひないと思う。又ならなければ今のお話の通り、信用協同組合よりも信用金庫の方が堅実かと思われまゝから、そこで私はこの法律が通つた場合に信用金庫にならうとするまゝ信用協同組合がございまして、その結果として信用協同組合はだん／＼整理されて来る、そういう形になつて来るのじやないのですか、事実問題として。

りにむしろ十分な進展がなされるのではなからうか。なぜかと申しますと、一般大衆は第三者でありますので、その預ける金融機関の自己資本の問題とか、或いは内容等について相当批判的であるかも知れませんが、第二のタイプの組合というものは、団体の組合、即ちみずからの組合出資による組合というものであるであります。具体的な例で一番典型的なのは職域の組合かと存じますが、かようなものはむしろそのお互いのいわば顔見知り主義というところによりまして十分実質上の信用ということとは図り得るわけでありまして、その方面における発達には十分に期待される、いわば両々相待つてのおの持味に従つて発展し得る余地があらう、かように考えているわけでありま

す。

○木村福八郎君 それはまあお話の通りだと思つてますが、その両々相待つて発展せしめると言いますけれども、信用金庫の場合も中小企業等協同組合に基いたこの信用事業をやるのですから、信用金庫になつた場合にはその固有の中小企業等協同組合による信用にプラス・アルファというものがそこへつくわけですね、今のお話によれば、ですからその方がいいに違いないのですよ。両々相待つてと言いますけれどもプラス・アルファがつきますからいいに違いないのです。そういう場合にとりまして差別が出て来るわけですが、どうしてでも、信用金庫に改組できるところはいいに違いないのです。今のお話聞けば、そこで私は何かこれ以外に相対的な大きな目的があるのじやないかと思つてますよ。単に今言われたこともこれは大きな理由だと思つて

す。国民大衆の会員外の組合員外からも預金を集める、こういうことになる、これは貯蓄銀行にだん／＼似て来るのですけれども、こういうまあ信用金庫という形によつて従来与えられなかつたような形／＼なその有利な条件が出て来る。又そういう条件を整えることによつて、例えば前に無尽会社が預金部資金がこれは前／＼貸してもえなかつた。それが前の株式の暴落したとき、無尽会社とか銀行に預金部資金を廻して株価対策をやらしたとか、まあそういうようなこともあつたのですが、何かそういうようなことが狙いであると、そういうこともです。ね、若しこういう信用金庫というようになつた場合、前の信用協同組合では融資の対象にならないけれども、こういう形になれば、預金部の資金でも廻してもらえる、こういうことになり得るのですか、信用金庫となれば。

○説明員(飯田眞一君) 法律の問題と、それから今お話の問題とはいわば直接の関連はないかと存するのであります。即ち信用金庫になれば或いは預金部資金的なものと繋がりとか、その他の点において直ちに何らかのいわば特典的なものが附与されるという、直接の関連を持たせることはできないかと思つておりますが、そも／＼預金部資金の預託の場合、或いは見返資金の取扱機関となる点、そういうふうな場合、或いは健全経営の見通しというふうな、いわば信用が十分考慮されておつたのでございまして、その意味におきまして、信用金庫法に基く信用金庫となつた場合に、先ほど申し上げましたようにその信用の基礎が確立さ

れるということになりますれば、只今お話のありましたような諸施策が非常にこれと結び付きやすくなるという素地が与えられるというところは十分申上げられるのではなからうかと、かように存じます。

○木村福八郎君 そういうことになりますれば、ます／＼信用協同組合と信用金庫との違いがまあ非常に強く出て来るわけですね、大きく出て来ると思つたのです。それで只今先ほどのお話では、信用協同組合も従来の固有の事業があるものであつてそれはそれとして又意義があると言いますけれども、そんならそんなに今言われたやうないろいろな意味で信用も多くなる。又それなれば法律的には直接預金部資金、政府資金の預託ということはないけれども、実際の問題としてそういうことが出て来る、こういうことになれば、これは皆信用金庫になりたたいのは当然だらうと思つてます。当然だらうと思つたのです。その場合にないところ、例えばこの出資に金額によつて制約を受ける、その他今度はさつきもお話あつたのですけれども、信用協同組合の場合には事業免許基準によつて客観的な基準が満たされれば大体において免許される。ところが金庫の場合にはその内規はまああつても、大体大蔵大臣の免許を受けなければならぬ。きない。こういうことになると非常にまあ差別が出て来て、結局はその出資額が一千万円に達したり或いは五百万円に達したところの大きな信用協同組合がこの恩典に浴して、その出資額の足りないところはさつき整理ということをやりましたけれども、実際において信用金庫と非常な違いが出て来ま

すから、それはもう非常な不利な状態になつて来ると思つてますよ、實際問題としてです。そのとき成るほど信用金庫は今の話でいいのです、悪いとは私は言わないのです。今のお話によれば非常にいいのです。併しその適用を受けない、受けようと思つても受けられないところはなるのです、非常に差別がひどくなると思つてますよ。それは固有のあれがあると言いますけれども、信用金庫の方はその固有の協同組合的な事業のほかにプラス・アルファですね、さつき言つたほかにいろいろの特典が出て来るのです。資力の小さいところはどうしてこれを救済するかという問題が出て来ると思つたのです、どうして。これに對しての何かのその救済の仕方というものを考へなければならぬと思つたのです。こういうことについての考慮が払われてゐるのかどうかですね、これどうでしょうか、そういう場合

に、この信用金庫法の適用を受けられない信用協同組合がどうしようになるでしようか。

○説明員(飯田眞一君) 問題が二、三点に分れるかと思つておりますが、木村委員は信用金庫になるものが非常に大きなもののみではなからうかといふふうなお考えが或いはありはしないかと存するのであります。信用金庫法の第五条にございまして大都市においては一千万円、その他の都市地域においては五百万円という最低の出資というものは、これは実は現状から申して大きな組合というもののみがこれに当るといふものでは決してないのであります。大都市において一千万、地方において五百万円平均いたしましてまあ七百

万程度の出資金というものは、過去の実績に徴して見ますと、昭和九年、十年、十一年当時の市街地信用組合の一組合平均の払込出資金額は十六万三千円あつたのでございまして、諸種の点を考慮して三百倍いたしますと約五千万円の持越分を当時一組合平均保有しておつたということになります。勿論国民所得の状況その他によつて割引して考へるべきが正当であらうかと思つて、大都市においては一千万、地方においては五百万といふのは、むしろ私どもは信用事業を営む上からは当然の最低限ではなからうかと、かように考へるのでございまして、なお信用組合の現状等を勘案いたしまして施行法におきまして緩和規定が置かれております。東京その他の大都市においては七百万或いは地方においては三百万といふふうな程度にこれを引下げまして、現在ある信用組合は一定の猶予期間内にそれに到達し得る努力をいたすということになりますならば、先づ以て信用金庫ということに免許いたしておくとということによつてこれを育成して行こうという趣旨が現れておると思つております。かように考へますと現在あります六百有余の信用組合のうち、先ほどのいわば信用金庫になろうと思つてもなれないという意味合における信用組合といふものは、金融機関として誰が見ても不適格と思はれる組合を除きましては先づないのではないか、大多数のものが出資の点から見ますとこれに適合するといふ見通しは十分に立ち得るというふうな見通しを持っております。従いまし

合ということよりも、如何にして現在の信用組合がレベルアップいたしましたか。信用の基礎を固めて、金融機関としての最低限の要求を充たすところの信用金庫になるものをこれを数多く育成して行きたい。かような方向をむしろ考えておりました。残るものを淘汰するということとはむしろ起つて来ないのじやなからうか。むしろ起るとすればそれはこの法律が出なくても当然何らかの措置をとらなければいけない。言葉は悪いのでありますが、弱小組合といつてもいいものになつて行くのではなからうか。これに關しての点は一般の行政の運用といたしまして預金者保護の点に欠けることのないように、いろいろと今までも措置を講じておりますから、先づ以て組合自体の努力も及ばないような場合でも預金者保護に欠けるところは措置を講ずる。かようなことは今後ともやつて行かなければならぬといふふうに考へております。

○木村禰八郎君 それは必ずしも容易に一千万円とか五百万円になり得るところばかりは私はないと思うのですけれども、それはまあ別にしまして、併しそうなる大部分の信用協同組合、これが信用金庫になり得るといふことになると、そんなら結局最後の問題は信用協同組合の場合には事業免許基準といふものがあつた、客観的なこの基準に適合すれば大体において認可されることとなつたけれども、この金庫の場合には大蔵大臣の免許を受けなければならぬ、この相違になつて来ると思ふのです。そこで先ほどは実質は同じだと言ひましたけれども、実質が同じならばなぜ、前には信用協同組合のときには客観的な基準があつたのですが、それは設けなければならぬ。これは提案者のかたにお伺ひしなければならぬのです。が、その点は大蔵省においても相違が出て来ることは当然じやないかと思ふのであります。信用協同組合の場合と全然同じと言へますか。

○説明員(飯田良一君) 従来の協同組合による金融事業に關する法律、並びにそれに基づく政令による免許基準の最も中心をなすものは、出資のやはり最低限の基準だと思ふのであります。先ほど申し上げましたように大都市で五百万円以下三百萬、二百萬といふふうに限度が分れてゐる。これは最も客観的な規定だと思つております。それに相當する規定はあえて免許基準といふふうなものを掲げませんでもすでにこの法律の第五条にありまふように十分掲げられてゐるのでございまして、その他の点と申しますのは、即ち地区の点、それから資金計画の見通しの点、併しこれはいわばそういう問題点を拾つただけでありまして、その内容については個々に審査いたして行かなければならぬ。これは政令による免許基準の場合と同様でございまして、従ひまして免許基準を公表してゐるかどうか、公示されてゐるかどうかといふ意味合いにおきましては、法律そのものにおいていはば十分現われている、かように考へるのでございす。然らばそういうふうな最低限の要求を満たしたものが免許があつた場合に、第四条のような表現を用いてゐるがために大蔵大臣は恣意的にこれを選択するかどうかといふことになりまふ。これは協同組合による金融事業に關する法律の改正がありました以前におきまして以後におきましても、更にこの法律の制定がありました場合に

におきましても全く同じでありまして、当然条件を充たしてゐる立派な計画のものを恣意的に拒否するといふことは全く考へられないことではないだらうか、かように考へております。

○木村禰八郎君 それは從來ある信用協同組合でなく、新たに今度認可を申請して来るような場合の免許ですか。

○説明員(飯田良一君) 今申し上げましたことは勿論新しい申請の場合も含んでおります。

○木村禰八郎君 それは御答弁は理論的にはわかるのです。前には信用協同組合等組合法による金融事業に關する法律の一部を改正する法律案といふのが出た理由は、趣旨はそうなつてゐるのだけれども、實際において非常な差別されるというのであつた。改正案が出たのです。ですから今度新しく免許を受ける場合にこの第四条もそうなつて来ないものと。そういう問題が起つて来るのです。そういう問題が起つて来るのです。そういう問題が起つたといふのは、こういう免許基準というものがなくてはならない。従来と同じだといふふうにはあなたも答弁されておられますけれども、それならそういう問題が起つたのは、大蔵省でそういう内規があつたけれども、それはやはり客観的な基準としてはつきりこれを示さなければいけない。そうしないと、新らしい免許を求める場合に差別が行われるといふのであつた。改正が出たのですから、この場合にもやはり私はそういう従来行われた弊害が出て来るのじやないかといふので私は御質問してゐるのです。この点はこれはもう議論になるかも知れませんが私はその点やほり危惧を持つております。ですからこの点はまあ重ねて御答弁頂かなくてもよろしいと思ひます。御答弁頂いても實際問題として過去にそういう経緯があつたのですから、私は今のただ理論的な御説明だけでは納得が行かないのです。それからもう一つお伺ひしたいのは、第五条において、この出資金額が二つに分れております。「人口五十萬以上の市に主たる事務所を有する信用金庫にあつては一千萬元」それから「前号に規定する信用金庫以外の信用金庫にあつては五百萬元」この二つに分れておりますが、信用協同組合の場合にはこれが三つになつております。これはどういふふうにして二つに整理されたか、これは提案者から聞かなければならぬのですけれども、前にはこうなつておりました。東京都の特別区の存する地域又は人口五十萬以上の市に主たる事務所を有する組合については五百萬元、人口五十萬未満の市に主たる事務所を有する組合については二百萬元、前各号に規定する以外の組合については二百萬元、この三つに区分してあつたのですけれどもこの第五条ではこれは二つの区分になつてゐるのです。これはどういふわけですか。

○説明員(飯田良一君) 趣旨の点は全く従来の政令による免許基準の場合と同様と存するものであります。ただ地方におきます市或いは町といふもので形式的にこれを区分すること、これが免許基準のように公表される場合には、非常に細かい方がよろしいといふ見地から細かに書かれてゐるのでござ

いますけれども、實際には大きな町と市といふものと三百萬、二百萬といふふうな差等をつけることが実質上むしろそぐわない場合もありまふ、又法律等におきまして、むしろ具體的に判断すべきものであつて、市であるから例へばこの中間に七百萬といふふうなものを形式的に設けてしまふのがいかにどうか、いろいろ意見の分れるところと存するのでございす。その点を弾力性を持たせまして一號、二號の區別程度にとどめたといふふう存じます。

○木村禰八郎君 信用協同組合の事業免許基準の場合ですね、人口五十萬以上、それから人口五十萬未満、それからそれ以外の組合についてとあります。が、このそれ以外という場合はどういふ場合でありますか。

○説明員(飯田良一君) 今ちよつと規定を持合せておりませんので、或いは不正確かと思ひますが、第一号が大都市、第二号が市、それからそれ以外と申しますのは従つて町村を指すということになります。

○木村禰八郎君 それから事業ですが、これは信用協同組合の場合、金庫の場合、事業はどういふふう違つて来ますか。事業の相違です。

○説明員(飯田良一君) 信用金庫の事業の点につきましては第五十三條に規定されてゐる通りであります。第一号の預金又は定期積金の受入、それから第二号の資金の貸付、但しこの資金の貸付につきましては、會員以外の者に対する貸付については預金担保のみであるといふ限定はありますが、その点。それから會員のためにする手形の割引、これらにつきましては從來の信

用協同組合の制度と同様でございます。第四号の会員のたにける内閣為替取引、こういう点につきましては従来の協同組合では全くなかつたのでありまして、信用金庫の場合に初めて規定されたものでございます。それから第五号の会員のたにする有価証券、貴金属その他の物品の保護預り、この点に關しては信用金庫として新たに規定されたものでございます。それから第六号の国民金融公庫その他大臣の指定する者の業務の代理、これは従来からあつたのでありまして、午前中御審議がありまして国民金融公庫の代理業務というふうな点につきましては、従来も信用組合が行い、今後信用金庫もかようなことを行ふのである、この点も同様であります。それから第二項に参りまして、先ほど第四号の場合に申上げました為替取引という關係は、一定の人的並びに物的條件を具備したもののみが能力があるのであります。この点を具体的に審査いたしまして大蔵大臣が認可をした上でその業務を行ふ、かようなのでござい

○木村禮八郎君 それからこの間も御質問があつたようですが、附随する業務、これは私ちよつとよく聞いていたかつたものですからもう一度ちよつと御説明願ひたいのです。

○説明員(飯田良一君) 先般御質問がありました点は信用金庫における有価証券の保有というものは法文に明文を以て規定した方がよろしいのではなからうか、或いはその範圍を明文を以て限定するならばした方がよろしいのではなからうか、かような意味合いにおける御指摘であつたと存するのでござ

います。金融機関として受入資金を運用いたしますことは当然のことでありますが、ただ信用事業として資金を貸付けたる面におきましては法律上にはつきり掲げるのが当然の要件でございますが、それを單に余裕金的に保有する、即ち現金で保有し或いは預け金にいたし或いは一定の有価証券を保有する、かようなことはいわば信用業務に附随する業務というふうな観点で附随業務で賄つて参る、かようなことにならうかと思つております。そのほか附隨業務のお例を挙げろという御趣旨であると思ふならば、先ず考えられますのは市町村等の公金の出納事務というふうなもの、これが具体的に該當すると存じております。

○油井賢太郎君 今の第五十三条の第二項の方で、大蔵大臣の認可を受けなければならぬというものは具体的にどういふ場合ですか、この一定の基準です、却つて嚴重な規定をされても何ですが、大蔵大臣が認可しなくても普通ならばできる、信用金庫という事業で国民に有利にできるのではないかと

○説明員(飯田良一君) 内閣為替取引につきましては私技術的なことはよく存じないのでありますが、当然日銀との取引を前提とするということになるのでございます。結局日銀が取引をするかどうかということ、大蔵大臣がその業務を認可するかどうかということ、裏付けがなければ實際はできないのではなからうか、かように考えるのでありまして、信用金庫が然らば日銀とどの程度の取引が行われるかということになります、これは日銀と信用金庫との契約關係に基く点が非常に多いと思ひます。大蔵大臣も為替の認可

に當りましては当然そういうふうな状況を勘案いたしまして、この認可を具體的に行なつて参りたい、かような意味合で認可ということをして行くということ、もう一つは、非常に技術的な面が多いために特に人的な整備を要することが非常に多いのでありますから、相當な経験のある人たちがこれを取扱わねえと円滑には動かないのであります、信用金庫の職員の実業といふようなものも勘案いたしまして具體的に取扱うかどうかをきめて参る、かような意味合から第二項のような規定があるものと思ふのであります。

○木村禮八郎君 第五十三条の業務ですが、有価証券を保有するということも附隨業務であるということも言われ

○説明員(飯田良一君) 有価証券を保有し得るといふのはそれは株式も含むのですか。

○木村禮八郎君 そうしますと、附隨業務の場合にはつきり規定した方がよいという御意見は非常に御尤もなもので、この株式保有を認められるとなるとこれは相當な問題が出て来ると思ひます。提案理由にありますが、一種の性格を持つて来るのですが、そういう場合株式保有について何か制限を設けないとこれは問題になると思ひますが、これは何ら制限ないわけですか、株式保有について。

○説明員(飯田良一君) 規定上は何らの制限がないこととなります。併しな

○木村禮八郎君 貯蓄銀行ではどうなつておりますか。貯蓄銀行においては有価証券の保有に對する何か規定があるのですか、どうですか。

○説明員(飯田良一君) 貯蓄銀行法は現在殆んど死法、死法と申しますか動いておりませんので、單に規定について申上げることになると思ひますが、貯蓄銀行法の規定では有価証券は国債、地方債、社債、株式、又はこれは非常に古いのでありますが満州国有有価証券の公券引受又は買入というふうなことで規定してあります。

○木村禮八郎君 株式については何か規定があるのじやないですか。

○説明員(飯田良一君) そのうち社債と株式等につきましては、その種類を定めて主務大臣の認可ということを書いております。

○木村禮八郎君 そうでしやう、その株式保有の場合に、殊にその貯蓄銀行の国民大衆の預金を預つてこれを運用するといふ場合、株式保有について何かこれをはつきりして置かないと相當弊害が出て来ると思ひますが。

に、如何なる基準でこれを認可するかということは実は非常に現状においてはむづかしい状態になつて来ております。従来は例へば満鉄の株式とか、いわばあの場合特殊機關でござい

○説明員(飯田良一君) すべて如何なる有価証券を保有するのが許され、又は許されないかという問題が認可の問題になつて来ると思ひました場合

○木村禮八郎君 信用協同組合の場合につきましては、現在協同組合における金融機關に關する法律におきましてその第四条において国債、地方債、又は大蔵大臣の認可を受けた有価証券の取得というふうになつております。併しなが先ほど申上げましたような意味合いから株式の保有というのは殆んど認可いたしてありません。

○黒田英雄君 ちよつと法文の解釈について二、三伺ひたいのですが、二十

一条の二項の規定で、「金庫が前項但書の規定によつて会員の持分を取得したときは、速やかに、これを処分しなければならぬ」というのがありますが、処分というものはどういふことになるのですか。

○説明員(飯田良一君) 新たな出資者を求めましてそれに対して譲渡するといふことが主体となると存じます。つまり新規の加入者、或いはすでに出資している者に対して譲渡するといふ措置をとることが原則になつております。

○黒田英雄君 それはそれだけ会員が減ることになるわけじゃないのですか、減してしまつてもいいのですか。或いは新たな会員にそれを譲渡するといふことも考えられるのでしようが、会員を減して会員が減つたといふことになつて来たらどうなるのです。その持分を今度金庫の資産になつてしまふのですか。

○衆議院議員(宮腰喜助君) これはこういうことじゃないですか、株式会社株式を取得してはいかぬという禁止規定があるのと同じように、但し例外としては強制処分をなし得る場合には自己株を持つてもよい、併し会社の減資手続によらずしてそういう株を取得するといふことは、減資手続によらずして金を返却すると同じような意味で、結局それを強制処分して取得した場合直ちに処分しなければならぬといふのと同じ精神じゃないかと思ひます。

○黒田英雄君 それじゃもう一つ、信用金庫連合会の役員の規定、第三十二条ですが、「信用金庫連合会にあつては、前項の規定にかかわらず、会員

たる信用金庫の業務を執行する役員以外の者のうちから選任することができぬ。」まあこれは五分の一を超えてはならないことになつておりますが、この信用金庫の業務を執行する役員以外の者というのは、やはり信用金庫の業務は執行しませんが、それ以外の役員といふことに限定されておられるわけですか。よく連合会あたりでは全く経験のない人が会長をやつたりいろいろなこと、副理事長をやつたりしておることがあるのですが、この場合はどうなるのですか。

○説明員(飯田良一君) その点につきましては全く御指摘の通りと存じます。原則といたしましては、会員たる信用金庫の業務を執行する役員、即ちそのメンバーである金庫の代表者から選ばれることになるのでありますが、何分にも連合会という相当大きい規模の地域のもの他の金融機関なりその他の関係と運営上密接な関係を持つ機能を営む機関に關しましては、単に会員たる信用金庫のメンバーのみからの代表ではなくて、広く金融業務に経験のあるその他適格なる第三者の知識或いは経験をこれに投入するといふことが必要な場合もあるといふことを考へて、純然たる第三者、適切な能力を持つた者……

○黒田英雄君 そうすると純然たる外部の者からでもいいわけですね。

○説明員(飯田良一君) それも含むつもりでおります。

○黒田英雄君 少し不明のようだけれどもこれで……

○油井賢太郎君 先ほどの内國為替取引の件をもう一遍お聞きしておきたいのですが、内國為替取引というのは円

の手形というものの取引だろうと思ふのでありますが、必ずしもさつきあなたのおつしやつたように日本銀行を通じてなくても、或いはここに連合会を活用してやる方法もできて来ると思ふのですが、それでこれはどういふわけですか、特に大蔵大臣の認可を得なければならぬのか、納得がいかないのです。若し日本銀行が資格を認めないといふなら日本銀行で取引を拒絶すればいいので、わざ／＼大蔵大臣が認可するしないといふことをここで譲り必要はないのではないですか。

○説明員(飯田良一君) 為替の問題は非常に技術的になりまして、従つてお答えが非常に自身不明確な知識でありますので不明確であつたことをお詫びいたしますが、為替の集中決済という関係から日銀との関係があるように存しておりますのでありますが、或いはちよつと関連を付けてお答えするのは誤りであつたかも知れません。そうしますともう少し研究いたさなければいけないと思ひます。日銀の関連は仮に付けないと考へて見まして、人的な物的な能力という問題は非常に最低限度の必要條件でありますのでそういうことを勘案いたしました上で具体的に認可をして行かなければならぬ。そういう点はどうしても残りますので第二項のようない規定は必要と思ひます。

○油井賢太郎君 普通銀行は為替取引をするとは、これはもう当然の業務になつておりますね。それで信用金庫も普通銀行に一步近付いておるような今回のこの法案なのですが、そうしますと、大蔵大臣が認可をするといふことは、どういふふうな程度に具体的に示すかといふことが問題になると思ふ

のですが、これは今日でなくてもいいのですがお調べの上御回答願ひたいと思ひます。それと同時に大蔵大臣の認可といつても恐らくあなたの方でそういうふうな調査をして、こういう程度はどうするといふことになると思ふのですが、それも併せて具体的に事例をこの次でもお示し願ひたいと思ひます。

○説明員(飯田良一君) かしこまりました。

○木村禮八郎君 只今に關連するのですが、為替取引をやると手形交換もやるようになり、できるようになるのですか。

○説明員(飯田良一君) そうです。

○木村禮八郎君 先ほどの信用協同組合ではできないわけですか。

○説明員(飯田良一君) 従来はいわゆる代理交換の制度によりましてその関係は決済しておるわけでありまして、

○木村禮八郎君 先ほどの大きい信用協同組合に対してそういう規定を設ければできないこともないわけですね。

○説明員(飯田良一君) そういうことになりません。

○木村禮八郎君 これは甚だ非常にかつた質問ですが、金庫という名称は、例へば國民公庫という名称もあるのですが、金庫という名称と銀行、公庫、こういうものの性格ですね、これはどういふものなんですか、うかつな質問ですが。

○説明員(飯田良一君) 民間の純然たる金融機関業務に金庫という名称を法律上利用した例は或いはこの法案を以て初めてするのではなからうかかように考へておりますが、従前いろいろと金庫という名称を用いました例は

ないのでありませんで、御承知の通り農林中央金庫、或いは商工組合中央金庫等の例はあつたのでございしますが、それらの例を考へてみますと、実はいわゆる銀行業務を営むものでありまして、いわゆる営利に基く株式会社でなく、非営利の協同組合的のもの組織を持つ金融機関、その中央機関を中央金庫といふふうな用語を用いてゐるのであります。結局営利的な機関である銀行に對しまして、實質上銀行業務でありますけれども協同組織による金融機関といふものを金庫、而も現在ありますのはたゞ／＼それが中央機関でありますので中央といふ字を冠しております。そういうものではなからうか、かように推察されるのであります。従ひまして非営利の組織によるこの種の信用事業を営む組織に對しまして金庫という名称を用いることは非常に適切な表現になるのではなからうかといふふうに考へております。

○木村禮八郎君 只今金庫の定義についてお伺ひしたんですが、どうも私は適切でないと思ふのです。今までの規定からいましてこれは初めてだといふお話ですが、ほかにどうもこれは大體非営利の政府機関、政府出資によるもの、農林中央金庫とかそういう形であつたのですが、私は非常に紛らわしいと思ふのです。如何にもこの政府出資があるように公的機関であるといふような錯覚を与へるがあるかと思ふのです。そういう点で私はこれは単なる名称の問題でありますけれどもこれははもとと検討するべきではなかつたかと思ふのです。この点どうも非常に公的機関のようでもあり又銀行のようでもあり、そうかと思ふと従来の貯

著銀行みたいな有価証券投資に対する規定というものもここにない、何だか非常に性格がいまいきなんです。銀行としたらものと自己資本その他について貯蓄銀行みたいな非常にもつと預金者保護についての規定を徹底させなければいけないように思うし、そのところが非常にいいまいきなんです。何だか金融機関というものに何かあまいきなものが一つ加わるような感じがするのです。それで従来の信用協同組合と又違つたところもあり何か目的、狙いが一体どこにあるのかはつきりしないのです。抽象的には国民大衆のために金融の円滑を図りその貯蓄の増強に資する、こういうのなら貯蓄銀行もあり、いわゆる銀行もあり郵便貯金もあるわけなんですから、なぜこういうものを新しく作らなければならぬか、貯蓄奨励のために、又預金者保護としては預金者保護をもつと徹底したものであるのです。郵便貯金に預けた方がよっぽどこれは安心なんです。そこるところがどうも徹底しないのですが、狙いがどこに一体あるのかよくわからないのです。

○衆議院議員(宮腰喜助君) 名称の問題をもちよつとお話しますが、それは当初相互銀行と信用金庫との両法案についてロビンソンやウィリアム氏に会つた経過を報告しますと、ロビンソンの意見で言いますと、銀行は国際性を持たなければいけません、若し海外上の取引をする国際性を持つところの内容の一般銀行であるという場合には銀行という字句を使つていいが、銀行という字句を使つていけないのは国際性がないからです。又外人が日本に来て一般銀行と間違つて入り込んだときその取

引上非常に迷惑を及ぼすという意味合で、成るべく銀行という文字を相互銀行、信用金庫というようなものには使わせない、こういう意見であつたのですが、幸か不幸か、銀行協会や或いは又地方銀行の諸団体が銀行という文字を使わしてくれという決議案もあつた関係上、その後相互銀行に至つては銀行協会から無尽銀行なら許すという条件を申入れたために、司令部では非常に最初は銀行という字を使わせないと許していいというところであるならば、余り人を馬鹿にするというので非常に理解しにくい、こういう工合であつたのですが、信用金庫の場合もやつぱり銀行の国際性から考へて、成るべく銀行という字句を使わせない、こういう意向でありました。併しロビンソンの腹を割つた意見を聞いてみると、信用金庫こそ本来の銀行である、それから相互銀行は銀行じゃないのだ、こういうような解釈を下しておつたわけですが、この銀行という字句を使うについては、まあ水田さんあたりは相当折衝されたようですが、司令部では成るべく使わせないという考えの結論からこういう傾向になつたのじゃないかと思ひます。

○説明員(飯田良一君) 今の木村委員の御質問のうちに、金庫というものは何か政府機関的なにおいが伴うというふうな意味合の御意見があつたと思ひますが、先ず従来農林中金とか商工中金というものは政府出資がございまし

て、その意味合においてその色彩が相当濃くなつたというので、現在におきまして一般会計からする政府出資というものは全部引上げておまして今日全然ございせん。ただ一般の銀行と同じように見返資金による優先出資のみがございせんがこれは政府的な機関であるからという意味ではないと思ひます。従いまして金庫という名称に伴う内容は、政府的な関係の濃淡というものを現わす内容は現在のところ全くなくなつております。従いまして協同絶合的なものであるか、金融機関であるかどうかということとを区別するのむしろ適切な名称になつて来ている、かような意味合で先ほどお答え申上げたつもりであります。補足いたしました。

先ほどの油井委員の御質問に對しまして、先ほど直接に日銀との取引を前提とするようにお話ししましたが、手形交換所へ加入するかどうかという問題は為替の問題にむしろ関係がありますので、この手形交換への加入の問題と日銀の取引の問題、これが又密接な関係があるのであります、間接的には先ほど申上げた通りであります、如何にも直接的な関係があるように申上げたのであります、その点は内容は変わりありませんけれども訂正いたしました。

○油井賢太郎君 手形交換所に加入が若しできるものとすれば、これは自動的に大蔵大臣の認可がなくても差支えないのじゃないかと思ひますが、それなら反対に言ひまして大蔵大臣が認可したなら手形交換所加入というものは、これは他の手形交換所の会員が賛成しなくても受入れなければならない

かということについてであります、内閣為替取引というものの認可ということについてはそこにあるのですか。

○説明員(飯田良一君) むしろ事務当局といたしましては結局為替取引を認めて、それがうまく運営されるかどうかという見通しの確に持たなければ認可はできないと存するものであります。従いまして認められた場合の爲替が手形交換その他の条件によりましてうまく運営されるかどうか、見通しの方をよく勘案しなければならぬ。その意味合から認可せられたものに対してそのほうの措置が民間側でとられるということではなくて、両方の見通しをつけた上で認可をする。併し認可されたものは当然そういうふうな条件を満たすというふうな考へて参りたいと思ひます。

○油井賢太郎君 この認可条件は非常にむづかしいのですか。

○説明員(飯田良一君) 従いまして特に大蔵当局において一般の、つまりよその金融機関が適当と認められるものに対して更にそれを絞ろうということではなくて、そういうものであるならば或いは追認的というところでありますが、両々相待つて認可をいたして参りたい、かように思ふのであります。

○松永義雄君 信用組合が小切手を振出して交換をやつて一体それが不渡になる場合、日本銀行では何か救済するといふようなことが法律の面に照つてあるのですか、謳つてなくともそういうことが出来るのでしょうか。

○説明員(飯田良一君) 目下のところ日本銀行はそれに対して直ちに救済に乗出すといふようなことはないと思つております。

○松永義雄君 間違ひました。信用金庫です。この新らしくできる法律でできた信用金庫が仮に小切手を振出してそうして交換に廻つてそれが落ちないといふような場合に、これは助けて助けられるといふような場合に日本銀行が応急策として金を貸してやるというようなことは法律でできるということになるのですか。

○説明員(飯田良一君) その問題は従来の信用協同組合の制度の場合と同様でありまして、特に法律によつてその根柢を置くといふようなものではないのであります、従いまして法律的には直接そういう制度があるということにはならないのでございせんが、ただ日銀としましては一国の信用機構の維持という建前から万一信用に非常に破綻を来すという場合に、何らかの救済方法をとる必要があるといふ場合にとるかどうかということに關しましては、法律上の問題ではなくて日銀当局だけの判断によりまして行われる場合もあるし、必要がないとなれば行わないといふふうな考へておるわけであり

ます。

○木村福八郎君 この機構ですが、少数の人がこれを支配するような危険はないのですか。例えば代理できる人数は信用協同組合の場合には五人まで、これは金庫の方は制限がないのです。それから持分の取得についても譲渡を例外的に認めておりますね、それで信用協同組合の場合には一般的に禁止している。それから役員についても員外役員総数の五分の一以内これを認めてゐるのです、それで信用協同組合の場合には員外役員を認めない。こういうふうなところがありますし、それか

午後三時三十分散會
出席者は左の通り。
委員長 小串 清一君
理事

委員長	小串 清一君
理事	

委員

大矢半次郎君

愛知 揆一君

岡崎 眞一君

黒田 英雄君

九鬼紋十郎君

吉田 法晴君

松永 義雄君

小宮山常吉君

小林 政夫君

高橋龍太郎君

山崎 恒君

油井賢太郎君

森 八三一君

木村禧八郎君

宮腰 喜助君

政府委員

大蔵省銀行局長

事務局側

常任委員

会専門員

常任委員

法制局側

参事(第一部
第二課長)

説明員

大蔵省銀行局
特殊金融課長

飯田 良一君

堀合 道三君

小田 正義君

木村常次郎君

河野 通一君

昭和二十六年七月十八日印刷

昭和二十六年七月十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 片